

## 追加情報 「アマゾン」をかたるショートメッセージに注意！

6 月以降、名寄市内において、大手動画配信サイト事業者「アマゾン」をかたり、携帯電話のショートメッセージ（SMS）を利用して、有料動画サイトの利用料を要求する架空請求が急増しています。

### 事 例

スマホに「有料動画サイトの未納料金があります。本日中にご連絡なき場合は法的手続きに移行します。03-XXXX-9616 アマゾン(株)受付センター」とショートメッセージが届いた。心当たりがないが、どうしたらよいか。 （市内60代男性）



### 消費者へのアドバイス

- 6月以降、実在する大手動画配信サイト事業者「アマゾン」をかたるショートメッセージに関する相談が当センターで急増しています。
- このようなショートメッセージが送られてきたときは、記載の番号には連絡せずに無視をしてください。
- 連絡をすると、金銭の支払いを求められ、コンビニでギフトカードを購入し、そのカード番号を伝えるように指示してきます。
- 心配なときは、消費生活センターか警察相談ダイヤル（#9110）に相談してください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日